

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める
政令案 参照条文

目次

○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	（抄）	1
○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	（抄）	1
○	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	（抄）	2
○	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （令和二年政令第二百五十号）	（抄）	3

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（起債の特例）

第二百二条 次の各号に掲げる場合には、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- 2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
- 3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（政令で定める地方公共団体等）

第四十三条（略）

2（略）

- 6 法第二百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降四年以内の半年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

○ 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）（抄）

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十条、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十四条及び第二十五条に規定する措置
備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年二月二十八日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令第二十五条中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第一条第一項各号」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和三年五月十四日とする。